

地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

広島市長 様

届出者 住 所
氏 名
代理人 住 所
氏 名

(電話)

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1 地区名	()				
2 行為の場所	広島市 区				
3 行為の着手予定日	令和 年 月 日	4 行為の完了予定日	令和 年 月 日		
設 計 又 は 施 工 方 法	(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積 m ²			
	(2) 建築物の建築又は工作物の建設 又設計概要	(i) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
			届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積	/		m ²
		(ii) 建築面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積 (車庫の面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)
		(iv) 高さ	地盤面から m	(v) 用途	
	(vi) かき又は さくの構造		(vii) 建築物の容積率の最高 限度 (指定容積率)	% (%)	
	(3) 建築物等の用途の変更	(i) 変更部分の延べ面積	m ²		
		(ii) 変更前の用途	(iii) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採の面積 m ²				

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
 5 地区計画に「建築物の容積率の最高限度」の定めがない場合、(vii)欄には記載しなくてよい。

受 付	決 裁				チ エ ッ ク リ ス ト	項 目	内 容	
第 号	係	係 長	課 長	公 印				
令和 年 月 日				/				
適合通知								
第 号	適合通知書を交付してよいでしょうか							
令和 年 月 日	起案 . . .		決裁 . . .					

太枠内は記入しないでください。